

商品概要説明書

スーパー定期貯金＜単利型＞

(2026 年 11 月 2 日現在)

商 品 名	・ ウィンターキャンペーン 2 0 2 6 ＜単利型＞
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人 ・ 下記対象取引のうちいずれか該当される方 対象取引：組合員・年金受取・i D e C o ・給与振込・J A カード・J A ネットバンク（J A バンクアプリ プラス）・公共料金の口座振替 ※公共料金は電気・電話（携帯電話含む）・水道・ガス・NHKのいずれか
期 間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定型方式 1 年 ・ 自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いとなります。
預入方法 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一括預入 ・ 30 万円以上 ・ 1 円単位 ・ 新規資金（※）でお預けいただく定期貯金に限ります。 （※）新規資金とは他金融機関等からの預替え、または9月1日以降に当 J A の口座に入金された新たな資金をいいます。
払戻方法	・ 満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 （１）適用金利 （２）利払頻度 （３）計算方法 （４）税 金 （５）金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預入時の約定利率を満期日まで適用します。なお自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ・ 預入期間 1 年：年 1.500% ・ 満期日以後に一括して支払います。 ・ 付利単位を 1 円として 1 年を 365 日とする日割計算をします。 ・ 20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）※の分離課税となります。 ※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・ 金利（約定利回り）は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手 数 料	—
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5% を上乗せした利率） ・ マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ・ 通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えて J A バンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第 4 位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 ① 6 か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6 か月以上 1 年未満 約定利率×50% ただし、②の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。
貯金保険制度 （公的制度）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護対象 当該貯金は当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。

<p>苦情処理措置および 紛争解決措置の内容</p>	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（所）または金融部（電話：0 9 7－5 3 5－7 2 6 1）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、J A バンク相談所（電話番号：0 3-6 8 3 7-1 3 5 9）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融部または J A バンク相談所にお申し出ください。</p> <p>なお、福岡県弁護士会に直接お申立ていただくことも可能です。 福岡県弁護士会紛争解決センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福岡県弁護士会館 0 9 2－7 9 1－1 8 4 0 ・ 北九州法律相談センター 0 9 3－5 6 1－0 3 6 0 ・ 久留米法律相談センター 0 9 4 2－3 0－0 1 4 4
<p>その他参考となる 事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日前に中途解約された場合は、優遇金利は適用されず、当 J A 所定の中途解約利率が適用されます。 ・ 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・ 本商品の取扱い期間は、令和 8 年 11 月 2 日から令和 8 年 12 月 30 日までとさせていただきます。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A おおいた